

今年度末に

# 退職を迎える方へ

みなさんが現在使用されている組合員証(保険証)は、資格喪失時(退職時)に共済組合に返納しなければなりません。このため、4月以降は新たに公的医療保険制度に加入しなければ、病気やケガで医療機関を受診された際、医療費を全額自己負担することになります。

再就職しない場合は任意継続組合員になれるんだね!



## 再就職する場合

▶再就職先の医療保険制度に加入(健康保険組合など)

## 再就職しない場合

▶国民健康保険に加入 ▶家族が加入する医療保険制度の被扶養者となる  
▶**共済組合の任意継続組合員**となる

## 共済組合の任意継続組合員とは?

組合員が退職日の前日まで引き続き1年以上(令和4年10月1日に短期組合員になられた方は、9月30日までの協会けんぽの被保険者期間と通算して1年以上)在職して退職した場合には、退職後最長2年間、在職中と同様の短期給付(休業給付を除く)を受けることができます。  
※短期給付とは、病気・ケガ・死亡・出産に対して医療等の現物給付や給付金の支給を行うことをいいます。

## 1 掛金の払込方法は『月納』または『一括納付』を選択できます

掛金は退職時の標準報酬の月額をもとに算定します。なお、下記の標準報酬の財源率は令和4年度に適用されるもので、令和5年度については追って、所属所の共済担当課あてにご案内します。

例：4月1日に資格取得し、退職時の標準報酬の月額が380,000円の方を令和4年度の財源率で算定した場合。

### ① 『月納』の場合 (割引はありません)

短期掛金	380,000円 × $\frac{95.00}{1000}$	= A 36,100円
介護掛金	380,000円 × $\frac{17.80}{1000}$	= B 6,764円

1年あたり  
514,368円

1ヵ月あたり  
42,864円

### ② 『一括納付』の場合 (割引があります)

短期掛金	A 36,100円	+	A 36,100円 × $\frac{10.7869636}{1000}$	=	425,509円
	4月分		5~3月分		
介護掛金	B 6,764円	+	B 6,764円 × $\frac{10.7869636}{1000}$	=	79,727円
	4月分		5~3月分		

1年あたり  
505,236円

9,132円の  
割引

※介護掛金は40歳以上、65歳未満の方から徴収します。

※4月1日に資格を取得し『一括納付』を選択した場合、4月分は割引が適用されず、5月以降の11ヵ月分が割引対象となります。

## 2 掛金の納付方法は、組合員貯金口座から自動引落としとなります

残高不足の場合は、掛金の引き落としができませんので、あらかじめ最寄りの北國銀行から「電信扱 組合員貯金 振込依頼書(共済組合所定の様式で手数料はかかりません)」により払込みをお願いします。

### 組合員貯金口座とは?

組合員は、資格を取得した時の届出により、「組合員貯金口座」を開設しています。通常は退職時に解約の手続きをさせていただきますが、任意継続組合員の資格を取得した場合、その期間中は引き続き利用することができますので、解約の手続きは、任意継続組合員の資格喪失時にさせていただきます。

### 加入の手続き

【保健課】  
☎076-263-3367

任意継続組合員に加入を希望される方は、退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所の共済担当課を経由して共済組合に提出する必要があります。ただし、令和5年3月31日に退職の方については、組合員証がスムーズにお手元に届くよう、退職の前に加入の申込みを受け付けております。詳しい手続きの内容については、勤務先の共済担当課あてにお知らせ(「年度末退職者にかかる任意継続組合員の事前申請について」)しております。

### 喪失の手続き

【保健課】  
☎076-263-3367

任意継続組合員は最長2年間となりますが、以下の理由により任意継続組合員でなくなる(資格喪失する)場合は、共済組合に「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出が必要となります。

- 就職して勤務先の健康保険、または他の共済組合に加入するとき
- 死亡したとき
- 任意継続組合員でなくなることを希望するとき(国民健康保険に加入、または家族の被扶養者になる※)

※家族の被扶養者になる場合は、共済組合に申出があった日の属する月の翌月1日付けで任意継続組合員の資格を喪失することとなります。共済組合にて申出を受理した後、「資格喪失証明書」を発行します。お手元に「資格喪失証明書」が届いてから被扶養者への切替の手続きを行ってください。

### 組合員貯金

【福祉課】  
☎076-263-3366

組合員貯金は、退職後のご利用はできませんので、すみやかに解約の手続きをお願いします(任意継続組合員になられる方は引き続きご利用いただけます)。「貯金解約請求書」を4月20日までに共済組合へ提出していただきますと、4月末日に届出金融機関の口座へ送金いたします。

なお、非課税貯蓄制度を利用されている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」も併せて提出してください。